

徳島県規則第三十四号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十七年徳島県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「建築主事」の下に「（建築副主事が置かれている場合であつて、当該建築物が建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条第一項各号に掲げる建築物以外の建築物であるときは、建築副主事を含む。第七条の三第二項第一号及び第十四条第二項第一号を除き、以下同じ。）」を加え、同条第二項中「前項各号」を「前項第一号から第四号まで」に、「図書」を「図書及び法第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）が必要と認める図書を」に改め、後段を削る。

第三条の二第二号中「にあつては、法第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関」を「にあつては、指定確認検査機関」に改める。

第六条第一項第一号中「第十六条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号」を「第十六条第一項各号」に改め、「建築物」の下に「（同項第三号に掲げる建築物については、法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途に供するものに限る。）」を加え、同項第三号中「前号」を「前二号」に改める。

第八条第三項中「第十条」を「第十条第三項」に改める。

第八条の二第二項中「同表の（い）項及び（ろ）項並びに省令第一条の三第一項の表二の（三）項の（ろ）欄」を「同表一の（い）項及び（ろ）項並びに同表二の（二十九）項の（ろ）欄」に改める。

第十四条第二項第一号中「第四条第七項」を「第四条第九項」に改め、「建築主事」の下に「（同条第七項の規定により建築副主事を置いた場合にあつては、建築主事及び建築副主事）」を加え、同項第七号中「第五十二条第一項第六号」を「第五十二条第一項第八号」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第六条第一項、第八条第三項、第八条の二第一項及び第十四条第二項第七号の改正規定は、公布の日から施行する。